

報告第3号

平成29年度一関市下水道事業特別会計予算継続費の通次繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、平成29年度一関市下水道事業特別会計予算のうち、別紙継続費繰越計算書のとおり通次繰越したから、同項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

平成29年度一関市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成29年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国県支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1	下水道 事業費	公営企業会計移行 準備事業	91,675,000	31,824,000	4,403,200	36,227,200	18,533,000	17,694,200	17,694,200	194,200		17,500,000	
合 計			91,675,000	31,824,000	4,403,200	36,227,200	18,533,000	17,694,200	17,694,200	194,200		17,500,000	

報告第4号

平成29年度一関市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、平成29年度一関市一般会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

平成29年度一関市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等改修事業	6,837,000	6,837,000					6,837,000
		コミュニティセンター施設等改修事業	11,146,000	11,146,000			11,100,000		46,000
3 民生費	1 社会福祉費	介護施設等整備事業費補助金	141,839,000	141,839,000		141,839,000			
	2 児童福祉費	東山児童クラブ整備事業	1,702,000	1,701,000			1,600,000		101,000
		こども園管理運営事業	3,888,000	3,888,000					3,888,000
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業費補助金	8,238,000	6,109,000		6,109,000			
	2 林業費	特用林産施設等体制整備事業費補助金	6,121,000	5,387,000		5,351,000			36,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	39,100,000	30,603,000	22,000	2,541,000	27,800,000		240,000
		道路新設改良事業（一関地域）	102,400,000	78,332,000			78,300,000		32,000
		道路新設改良事業（花泉地域）	14,800,000	10,546,000			10,500,000		46,000
		道路新設改良事業（千厩地域）	30,000,000	30,000,000			30,000,000		
		橋梁長寿命化事業	71,300,000	42,703,000	62,000	19,170,000	23,400,000		71,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋梁費	原沢1号線道路改良事業	30,600,000	28,904,000		4,620,000	24,200,000		84,000
		狐禅寺大平線道路改良事業	122,582,000	122,482,000	29,000	36,000,000	86,400,000		53,000
		清水原一関線道路改良事業	83,818,000	83,818,000	29,000	21,443,000	62,300,000		46,000
		丸木舞川線道路改良事業	30,000,000	25,941,000			25,900,000		41,000
	3 河川費	河川維持補修事業	3,000,000	3,000,000					3,000,000
	4 都市計画費	桜の小道整備事業	13,700,000	13,700,000			13,700,000		
		赤荻地区公園整備事業	56,892,000	56,762,000	55,000		56,700,000		7,000
10 教育費	2 小学校費	校舎等改修事業	14,295,000	14,295,000	62,000		14,200,000		33,000
		花泉地域統合小学校整備事業	3,671,000	3,671,000			3,600,000		71,000
		千厩地域統合小学校整備事業	91,000,000	88,564,000		21,882,000	66,600,000		82,000
		東山小学校整備事業	62,865,000	62,865,000	59,000		62,800,000		6,000
	6 社会教育費	旧東北砕石工場保存・公開活用事業	13,133,000	13,133,000			13,100,000		33,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	平成29年公共土木施設災害復旧事業	21,066,000	12,365,000			12,300,000		65,000
合 計			983,993,000	898,591,000	318,000	258,955,000	624,500,000		14,818,000

報告第5号

平成29年度一関市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、平成29年度一関市下水道事業特別会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

平成29年度一関市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1 下水道事業費	1 下水道事業費	一関公共下水道整備事業	151,000,000	79,636,000	4,019,000	36,817,000	38,800,000		
		花泉公共下水道整備事業	98,000,000	87,693,000	95,000	45,198,000	42,400,000		
		千厩公共下水道整備事業	18,000,000	13,911,000	806,000	5,205,000	7,900,000		
合 計			267,000,000	181,240,000	4,920,000	87,220,000	89,100,000		

報告第6号

平成29年度一関市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、平成29年度一関市農業集落排水事業特別会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

平成29年度一関市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
1 農業集落排水事業費	1 農業集落排水事業費	処理場等維持管理事業	9,000,000	9,000,000	9,000,000				
合計			9,000,000	9,000,000	9,000,000				

報告第7号

平成29年度一関市一般会計予算の事故繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定に基づき、平成29年度一関市一般会計予算のうち、別紙事故繰越し繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

平成29年度一関市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
6 農林水産業 費	1 農業費	産地パワーアップ事業 推進費補助金	円 358,500,000	円 358,500,000	円 358,500,000	円 358,500,000	円	円 318,500,000	円	円	円	円 40,000,000	工事の過程において生じた 軟弱地盤の改良工事に不測 の日数を要し、年度内の完 了が困難となったため。
合 計			358,500,000	358,500,000	358,500,000	358,500,000	318,500,000				40,000,000		

報告第8号

平成29年度一関市水道事業会計予算継続費の逡次繰越しの報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、平成29年度一関市水道事業会計予算のうち、別紙継続費繰越計算書のとおり逡次繰越ししたから、同項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

平成29年度一関市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成29年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に 係る財源予定		翌年度繰越額に係る繰 越を要する棚 卸し資産の購 入限度額
				予算計上額	前年度繰越 額	計				当年度 損益勘定 留保資金	水道事業 収益	
1 資本的支出	1 建設改良費	釣山配水池整備事 業	円 500,000,000	円 200,000,000	円	円 200,000,000	円 80,546,000	円 119,454,000	円 119,454,000	円 119,454,000	円	円

報告第9号

道路の管理に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年4月19日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 2,700円

2 相手方

3 事故の概要

平成30年3月13日午後6時50分頃、藤沢町黄海字衣井沢山地内において、相手方の所有する車両が市道黄海花藤線を走行中、右前輪が車道にできたくぼみに入り、ホイールを破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 50パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年5月9日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 8,100円

2 相手方

3 事故の概要

平成30年4月10日午後9時頃、藤沢町黄海字鬼田地内において、相手方車両が市道樋ノ口山中線を走行中、右前輪が車道にできたくぼみに入り、タイヤ及びホイールを破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 50パーセント

報告第10号

財産の管理に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年5月18日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 110,417円

2 相手方

3 事故の概要

平成30年3月1日の夜、千厩町千厩字古ヶ口地内において、市営新山住宅の敷地内の立ち木が強風により折れ、駐車していた相手方車両の屋根部分に落下し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

報告第11号

職員による自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年4月5日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 128,552円

2 相手方

3 事故の概要

平成30年1月22日午後4時10分頃、一関市総合福祉センターの駐車場において、室根支所市民課の職員が公用車を後退させた際、周囲を十分確認しなかったため、駐車していた相手方車両の後部右側部分に衝突し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

議案第44号

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるた</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

めの国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

2 前項_____の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、

_____の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、

54万円とする。

3 第1項 の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項 の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第13条 [略]

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前日まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。

3～9 [略]

（国民健康保険税の減額）

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金

58万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者 _____
_____ である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第13条 [略]

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法 _____ 第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前日まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。

3～9 [略]

（国民健康保険税の減額）

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金

等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき27万円_____を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

医療分の税率等

項目			税率等
第3条	所得割	税率	6.60%
第4条	均等割	被保険者1人当たり	19,000円
第5条	平等割	1世帯当たり	18,200円
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	
		特定世帯	
		特定継続世帯	13,650円

等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

医療分の税率等

項目			税率等
第3条	所得割	税率	6.56%
第4条	均等割	被保険者1人当たり	19,000円
第5条	平等割	1世帯当たり	18,200円
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	
		特定世帯	
		特定継続世帯	13,650円

備考 [略]

別表第4 (第21条関係)

医療分の軽減額

		項目	軽減額	
7割軽減	第21条第1号ア	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	13,300円	
	第21条第1号イ	世帯の所得割が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	12,740円
			特定世帯	6,370円
			特定継続世帯	9,555円
5割軽減	第21条第2号ア	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×270,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	9,500円	
	第21条第2号イ	世帯の所得割が330,000円+被保険者数×270,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	9,100円
			特定世帯	4,550円
			特定継続世帯	6,825円
2割軽減	第21条第3号ア	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×490,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,800円	
	第21条第3号イ	世帯の所得割が330,000円+被保険者数×490,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,640円
			特定世帯	1,820円

備考 [略]

別表第4 (第21条関係)

医療分の軽減額

		項目	軽減額	
7割軽減	第21条第1号ア	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	13,300円	
	第21条第1号イ	世帯の所得割が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	12,740円
			特定世帯	6,370円
			特定継続世帯	9,555円
5割軽減	第21条第2号ア	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×275,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	9,500円	
	第21条第2号イ	世帯の所得割が330,000円+被保険者数×275,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	9,100円
			特定世帯	4,550円
			特定継続世帯	6,825円
2割軽減	第21条第3号ア	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×500,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,800円	
	第21条第3号イ	世帯の所得割が330,000円+被保険者数×500,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,640円
			特定世帯	1,820円

		軽減額	特定継続世帯	2,730円
--	--	-----	--------	--------

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
7割 軽減	第21条第 1号ウ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,460円	
	第21条第 1号エ	世帯の所得割が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	5,180円
			特定世帯	2,590円
			特定継続世帯	3,885円
5割 軽減	第21条第 2号ウ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数×270,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,900円	
	第21条第 2号エ	世帯の所得割が330,000円＋被保険者数×270,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
			特定継続世帯	2,775円
2割 軽減	第21条第 3号ウ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数×490,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,560円	
	第21条第 3号エ	世帯の所得割が330,000円＋被保険者数×490,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1,480円
特定世帯			740円	

		軽減額	特定継続世帯	2,730円
--	--	-----	--------	--------

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
7割 軽減	第21条第 1号ウ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,460円	
	第21条第 1号エ	世帯の所得割が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	5,180円
			特定世帯	2,590円
			特定継続世帯	3,885円
5割 軽減	第21条第 2号ウ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数×275,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,900円	
	第21条第 2号エ	世帯の所得割が330,000円＋被保険者数×275,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
			特定継続世帯	2,775円
2割 軽減	第21条第 3号ウ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数×500,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,560円	
	第21条第 3号エ	世帯の所得割が330,000円＋被保険者数×500,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	1,480円
特定世帯			740円	

	軽減額	特定継続世帯	1,110円
--	-----	--------	--------

別表第6（第21条関係）
介護納付金分の軽減額

項目		軽減額	
7割 軽減	第21条第1号オ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,810円
	第21条第1号カ	世帯の所得割が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	3,780円
5割 軽減	第21条第2号オ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>270,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	4,150円
	第21条第2号カ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>270,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	2,700円
2割 軽減	第21条第3号オ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>490,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,660円
	第21条第3号カ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>490,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	1,080円

	軽減額	特定継続世帯	1,110円
--	-----	--------	--------

別表第6（第21条関係）
介護納付金分の軽減額

項目		軽減額	
7割 軽減	第21条第1号オ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,810円
	第21条第1号カ	世帯の所得割が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	3,780円
5割 軽減	第21条第2号オ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>275,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	4,150円
	第21条第2号カ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>275,000円</u> 以下の世帯1人当たりの平等割の軽減額	2,700円
2割 軽減	第21条第3号オ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>500,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,660円
	第21条第3号カ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>500,000円</u> 以下の世帯1人当たりの平等割の軽減額	1,080円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第45号

一関市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

一関市長 勝 部 修

一関市市税条例の一部を改正する条例

一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合）<u>にあつては</u>、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項</p> <p>（平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例）</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を</p>	<p>附 則 （土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合）<u>には</u> _____、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項</p> <p>（平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例）</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を</p>

失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10

失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10

分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額）にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの

分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額）にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの

規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地

規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地

保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の一関市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第45号 参考資料

一関市市税条例の改正概要

要旨			
【固定資産税】 評価替えに際しての土地の課税に係る負担調整措置の延長			
一関市市税条例の一部改正			
税目	条 項	改正理由・内容	施行期日
固定資産税	附則第11条（土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）	平成30年度が3年に1度の固定資産税の評価替えの年度に当たるため、以下の条文に規定する固定資産税の特例に関する用語の意義を平成30年度から平成32年度までのものとするもの	平成30年4月1日
	附則第11条の2（平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例）	地価が下落した場合、類似の土地に比準して評価額を修正することができる措置を平成31年度及び平成32年度において継続するもの	
	附則第12条（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）	宅地等の負担を調整する特例について、平成30年度から平成32年度まで措置を継続するもの	
	附則第13条（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）	農地の負担を調整する特例について、平成30年度から平成32年度まで措置を継続するもの	
特別土地保有税	附則第15条（特別土地保有税の課税の特例）	特別土地保有税の課税の特例について、平成30年度から平成32年度までの間、措置を継続するもの	

議案第46号

一関市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

一関市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

一関市市税条例等の一部を改正する条例

(一関市市税条例の一部改正)

第1条 一関市市税条例(平成17年一関市条例第46号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第21条 前条、第44条第2項、<u>第49条第3項</u>、第51条第2項、<u>第53条</u> <u>_____</u>、第53条の12第2項、第70条第2項、第93条第5 項、第96条第2項、第125条の2第2項及び <u>第125条の3第2項</u>の 規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当 たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合 とする。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2 号に該当する者にあつては、<u>第53条の2の規定</u>によって課する所得 割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さな い。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限り でない。</p>	<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第21条 前条、第44条第2項、<u>第49条第5項</u>、第51条第2項、<u>第53条</u> <u>第1項及び第4項</u>、第53条の12第2項、第70条第2項、第93条第5 項、第96条第2項、第125条の2第2項<u>並びに</u>第125条の3第2項の 規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当 たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合 とする。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2 号に該当する者にあつては、<u>第53条の2の規定</u>により <u>課する所得</u> 割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さな い。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限り でない。</p>

(1)・(2) [略]

2 [略]

(均等割の税率)

第32条 [略]

2 第26条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

[略]

3・4 [略]

(市民税の申告)

第37条の2 [略]

2 前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3 [略]

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によって第1項の申

(1)・(2) [略]

2 [略]

(均等割の税率)

第32条 [略]

2 第26条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

[略]

3・4 [略]

(市民税の申告)

第37条の2 [略]

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3 [略]

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申

告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第26条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書きの規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第26条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第26条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(特別徴収義務者)

第48条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7

告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書きの規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(特別徴収義務者)

第48条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7

の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第48条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第45条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 [略]

3 第48条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第48条の3中「前条第1項」とあるのは「第48条の5第1項」と_____

の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(次条第1項において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第48条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には_____、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第45条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には_____、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 [略]

3 第48条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第48条の3中「前条第1項」とあるのは「第48条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」

一、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

第49条 [略]

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの

と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

第49条 [略]

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人
又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの

期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 [略]

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) [略]

6 [略]

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受け

期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 [略]

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) [略]

8 [略]

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受け

ているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第51条第3項及び第53条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第51条第3項及び第53条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第53条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第53条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第53条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第53条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間で、その適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延

ているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第51条第3項及び第53条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第51条第3項及び第53条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第53条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第53条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第53条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第53条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間で、その適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延

滞金額を加算して納付しなければならない。

2 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額

滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第49条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第53条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第53条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第51条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第53条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額

に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第49条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第53条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第53条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第51条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第53条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 [略]

2～6 [略]

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第66条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) [略]

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 [略]

2～6 [略]

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第66条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) [略]

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証

する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) [略]

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) [略]

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) [略]

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) [略]

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) [略]

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第38項

(5) [略]

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) [略]

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) [略]

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第29項

に規定する補助金等

(6) [略]

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

に規定する補助金等

(6) [略]

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

附 則

(延滞金の割合等の特例)

- 第3条の4 当分の間、第20条、第44条第2項、第49条第3項、第51条第2項、第53条の12第2項、第70条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第125条の2第2項及び第125条の4第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
- 2 当分の間、第53条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合と

施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附 則

(延滞金の割合等の特例)

- 第3条の4 当分の間、第20条、第44条第2項、第49条第5項、第51条第2項、第53条の12第2項、第70条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第125条の2第2項及び第125条の4第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
- 2 当分の間、第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合と

する。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第53条_____に規定する延滞金の割合を同項_____に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することになる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第53条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第53条_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条_____及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 [略]

する。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することになる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第53条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 [略]

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 [略]

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

5・6 [略]

7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

10~13 [略]

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 [略]

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

4・5 [略]

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。

11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

14~17 [略]

18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零

	<p>14 <u>法附則第15条の8第4項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p><u>とする。</u> 19 <u>法附則第15条の8第2項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>2</p>	<p>(市たばこ税の納税義務者等) <u>第88条</u> [略]</p> <p>(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合) <u>第89条</u> [略]</p>	<p><u>(製造たばこの区分)</u> <u>第88条</u> 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。 <u>(1) 喫煙用の製造たばこ</u> <u>ア 紙巻たばこ</u> <u>イ 葉巻たばこ</u> <u>ウ パイプたばこ</u> <u>エ 刻みたばこ</u> <u>オ 加熱式たばこ</u> <u>(2) かみ用の製造たばこ</u> <u>(3) かぎ用の製造たばこ</u></p> <p>(市たばこ税の納税義務者等) <u>第88条の2</u> [略]</p> <p>(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合) <u>第89条</u> [略]</p> <p><u>(製造たばことみなす場合)</u> <u>第89条の2</u> 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気</p>

3 かぎ用の製造たばこ

2 グラム

3 かぎ用の製造たばこ

2 グラム

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を_____本数に換算する場合の

_____計算は、第88条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項の計算に関し、_____製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量_____に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等

_____に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第88条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこ_____の本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 第2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3

(たばこ税の税率)

第90条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第91条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第88条の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第93条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第88条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第91条第1項の

項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第90条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第91条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第88条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第93条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第91条第1項の

	<p>規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第91条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第91条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>
3	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第37条の2 第26条第1項第1号の<u>者</u>は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により<u>給与支払報告書</u>又は<u>公的年金等支払報告書</u>を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第37条の2 第26条第1項第1号に<u>掲げる者</u>は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により<u>給与支払報告書</u>又は<u>公的年金等支払報告書</u>を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所</p>

得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額_____

_____若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 [略]

附 則

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 [略]

2 [略]

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条

得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 [略]

附 則

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 [略]

2 [略]

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条

	<p>の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>の8又は第37条の9 _____ の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>
4	<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 [略] 2～15 [略] 16 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 17 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。 19 [略]</p>	<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 [略] 2～15 [略] 16 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 18 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。 19 [略]</p>
5	<p>(たばこ税の課税標準) 第90条 [略] 2 [略] 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(3) [略] 4～10 [略]</p>	<p>(たばこ税の課税標準) 第90条 [略] 2 [略] 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(3) [略] 4～10 [略]</p>

<p>6 (市民税の納税義務者等)</p> <p>第26条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合計額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第32条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節_____の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第49条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書_____を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 [略]</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第26条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合計額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第32条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第49条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第49条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第</p>
---	--

		<p><u>1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u></p> <p><u>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</u></p> <p><u>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p>
7	<p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第1号</u></p>	<p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第2号</u></p>

<p>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>4～10 [略]</p> <p>（たばこ税の税率）</p> <p>第90条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>	<p>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>4～10 [略]</p> <p>（たばこ税の税率）</p> <p>第90条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>
<p>8 （個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額_____（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>	<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に<u>10万円を加算した金額</u>（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>

<p>イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額</p> <p>イ 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p> <p>附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第34条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額_____（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には_____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p> <p>附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第34条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>9 （たばこ税の課税標準）</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる</p>	<p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第90条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる</p>

<p>方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ <u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</u></p> <p>4～10 [略]</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第90条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>	<p>方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する</u> <u>_____たばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ <u>たばこ税法_____</u> <u>_____第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</u></p> <p>4～10 [略]</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第90条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u>とする。</p>
<p>10 (製造たばことみなす場合)</p> <p>第89条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第89条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの</p>

を製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第90条 [略]

2 [略]

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の

1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2)・(3) [略]

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこ本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第88条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数

を製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条_____において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第90条 [略]

2 [略]

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次_____に掲げる方法により換算した_____

_____紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)・(2) [略]

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこ本数に換算する場合_____

_____における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第88条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数

<p>に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 <u>第3項第3号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第3号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>10 [略]</p>	<p>に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 <u>第3項第1号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第2号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>9 [略]</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>（一関市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）</p>	

第2条 一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年一関市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 [略]

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第90条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき
2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき
3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき
4,000円

3 [略]

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第88条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持さ

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 [略]

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、一関市市税条例第90条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき
2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき
3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき
4,000円

3 [略]

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(一関市市税条例第88条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持さ

れるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 [略]

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

れるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 [略]

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項	第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>		平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>	第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中表1の項の改正部分 公布の日
- (2) 第1条中表2の項の改正部分、第2条及び附則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日
- (3) 第1条中表3の項の改正部分及び次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (4) 第1条中表4の項の改正部分 平成31年4月1日
- (5) 第1条中表5の項の改正部分 平成31年10月1日
- (6) 第1条中表6の項の改正部分及び次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (7) 第1条中表7の項の改正部分並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- (8) 第1条中表8の項の改正部分及び次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (9) 第1条中表9の項並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (10) 第1条中表10の項の改正部分 平成34年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条（表1の項の改正部分に限る。）の規定による改正後の一関市市税条例第53条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 第1条（表3の項の改正部分に限る。）の規定による改正後の一関市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条（表8の項の改正部分に限る。）の規定による改正後の一関市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分

の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 4 第1条（表6の項の改正部分に限る。）の規定による改正後の一関市市税条例第26条第1項及び第3項並びに第49条第10項から第12項までの規定は、前条第6号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、第1条（表1の項の改正部分に限る。）の規定による改正後の一関市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる改正部分及び規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年一関市条例第31号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（第1条表2の項の規定による改正後の一関市市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第88条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理す

る営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条	第93条第1項若しくは第2項、	一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年一関市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第3項、
第20条第2号	第93条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第20条第3号	第78条の6第1項の申告書、第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第93条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第93条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第95条の2第1項	第93条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第96条第2項	第93条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

- 5 30年新条例第94条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を

記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第20条第3号の項中「第78条の6第1項の申告書、第93条第1項」とあるのは、「第93条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる改正部分及び規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第1条表7の項の規定による改正後の一関市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条	第93条第1項若しくは第2項、	一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年一関市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第3項、
第20条第2号	第93条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項

第20条第3号	第78条の6第1項の申告書、第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限
第93条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第93条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項
第95条の2第1項	第93条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
	当該各項	同項
第96条第2項	第93条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項

5 32年新条例第94条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第9号に掲げる改正部分及び規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11

月1日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第1条表9の項の規定による改正後の一関市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条	第93条第1項若しくは第2項、	一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年一関市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第3項、
第20条第2号	第93条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第20条第3号	第78条の6第1項の申告書、第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第93条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第93条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第95条の2第1項	第93条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
	当該各項	同項
第96条第2項	第93条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項

- 5 33年新条例第94条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第46号 参考資料

一関市市税条例等の改正概要

要旨				
		【個人市民税】	給与所得控除及び公的年金等控除の控除額の引下げ並びに基礎控除額の引上げなど	
		【固定資産税】	生産性向上特別措置法の規定に基づく生産設備に係る課税標準の特例措置の追加など	
		【市たばこ税】	税率の引上げ、加熱式たばこの課税方式の見直しなど	
一関市市税条例の一部改正（第1条関係）				
項	税目	条 項	改正理由・内容	施行期日等
1	賦課徴収	第21条（年当たりの割合の基礎となる日数）	第49条及び第53条の改正に伴う規定の整備	公布の日
	市民税	第27条（個人の市民税の非課税の範囲）	地方税法の改正に伴う文言整理	
		第32条（均等割の税率）	地方税法の改正に伴う文言整理	
		第37条の2（市民税の申告）	地方税法の改正に伴う文言整理	
		第48条の3（特別徴収義務者）	地方税法の改正に伴う文言整理	
		第48条の5（年金所得に係る仮特別徴収税額等）	地方税法の改正に伴う文言整理	
		第49条（法人の市民税の申告納付）	租税特別措置法の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を申告納付すべき法人税割額から控除することの規定の整備	
		第53条（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）	地方税法の改正に伴う規定の整備	
	固定資産税	第54条（固定資産税の納税義務者等）	地方税法施行規則の改正に伴う文言整理	
		第66条の2（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	高齢者、障害者等の利便性及び安全性の向上を目的とした改修工事が行われた劇場等の施設に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書についての規定の整備等	

賦課徴収	附則第3条の4（延滞金の割合等の特例）	第49条及び第53条の改正に伴う規定の整備																				
	附則第4条（納期限の延長に係る延滞金の特例）	第53条の改正に伴う規定の整備																				
固定資産税	附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	課税標準の特例の割合を市町村が条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置が導入された固定資産について、その課税標準の特例の割合を改正及び追加するもの																				
		(1) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例（改正）																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象施設</th> <th rowspan="2">改正後の条項</th> <th colspan="2">課税標準の特例の割合</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水又は廃液処理施設 （水質汚濁防止法）</td> <td>第1項</td> <td>3分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（適用期間に制限なし。）</p>				対象施設	改正後の条項	課税標準の特例の割合		改正前	改正後	汚水又は廃液処理施設 （水質汚濁防止法）	第1項	3分の1	2分の1							
	対象施設	改正後の条項	課税標準の特例の割合																			
改正前			改正後																			
汚水又は廃液処理施設 （水質汚濁防止法）	第1項	3分の1	2分の1																			
	(2) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例（改正）																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">改正後の条項</th> <th colspan="2">課税標準の特例の割合</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">太陽光発電設備</td> <td>1,000キロワット未満</td> <td rowspan="2">2分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>1,000キロワット以上</td> <td>12分の7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風力発電設備</td> <td>20キロワット未満</td> <td rowspan="2">2分の1</td> <td>12分の7</td> </tr> <tr> <td>20キロワット以上</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table>				区分	改正後の条項	課税標準の特例の割合		改正前	改正後	太陽光発電設備	1,000キロワット未満	2分の1	2分の1	1,000キロワット以上	12分の7	風力発電設備	20キロワット未満	2分の1	12分の7	20キロワット以上	2分の1
区分	改正後の条項	課税標準の特例の割合																				
		改正前	改正後																			
太陽光発電設備	1,000キロワット未満	2分の1	2分の1																			
	1,000キロワット以上		12分の7																			
風力発電設備	20キロワット未満	2分の1	12分の7																			
	20キロワット以上		2分の1																			
		(1) 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に事業者が取得する設備等に対して課する固定資産税について適用																				
		(2) 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に事業者が取得する設備等に対して課する固定資産税について適用																				

水力発電設備	5,000 キロワット未満	第11項	3分の1	3分の1
	5,000 キロワット以上	第6項		2分の1
地熱発電設備	1,000 キロワット未満	第7項	3分の1	2分の1
	1,000 キロワット以上	第12項		3分の1
バイオマス発電設備	10,000 キロワット未満	第13項	3分の1	3分の1
	10,000 キロワット以上 20,000 キロワット未満	第8項		2分の1

(新たに課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限る。)

- (3) 生産性向上特別措置法の規定により認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例 (追加)

対象設備	改正後の条項	課税標準の特例の割合
先端設備等に該当する機械装置等 (生産性向上特別措置法)	第18項	零

(新たに課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限る。)

- (3) 平成33年3月31日までの間に事業者が取得する機械装置等に対して課する固定資産税について適用

2	市 た ば こ 税	第88条（製造たばこの区分）	製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設けることとしたもの	平成30年10月1日
		第88条の2（市たばこ税の納税義務者等）	第88条の追加に伴う条の繰下げ	
		第89条の2（製造たばことみなす場合）	加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したのものについて、製造たばことみなすこととするもの	
		第90条（たばこ税の課税標準）	加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、平成30年10月1日から平成34年10月1日にかけて「重量」の要素と「価格」の要素を紙巻たばこの本数に換算する方式に段階的に移行することに伴い、平成30年10月1日から平成31年9月30日まで、次の方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数とするもの (1) 重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算した本数×0.8 (2) 重量0.4グラムをもって紙巻たばこ0.5本に換算した本数×0.2 (3) 小売価格を、紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって紙巻たばこ0.5本に換算した本数×0.2	
		第90条の2（たばこ税の税率）	たばこ税の税率について、平成30年10月1日から平成33年10月1日にかけて段階的に引き上げることに伴い、平成30年10月1日から平成32年9月30日まで、1本につき5.692円とするもの（1本につき0.43円引上げ）	
		第91条（たばこ税の課税免除）	第88条の追加に伴う文言整理	
		第93条（たばこ税の申告納付の手續）	第90条の改正に伴う文言整理	
3	市 民 税	第27条（個人の市民税の非課税の範囲）	控除対象配偶者の定義の変更に伴う文言整理	平成31年1月1日
		第37条の2（市民税の申告）	公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするもの	
		附則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	規定の中で引用する租税特別措置法の条に繰上げ等があったことに伴う文言整理	
4	固	附則第10条の2（法附則第15条第2項第	課税標準の特例を定める地方税法の項の削除に伴う文言整理	平成31年4月1日

	定 資 産 税	1号等の条例で定める割合)		
5	市 た ば こ 税	第90条（たばこ税の課税標準）	加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、平成31年10月1日から平成32年9月30日まで、次の方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数とするもの (1) 重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算した本数×0.6 (2) 重量0.4グラムをもって紙巻たばこ0.5本に換算した本数×0.4 (3) 小売価格を、紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって紙巻たばこ0.5本に換算した本数×0.4	平成31年10月1日
6	市 民 税	第26条（市民税の納税義務者等）	人格のない社団等について、法人の市民税の規定のうち電子申告の義務に係る第49条の規定を適用しないこととするもの	平成32年4月1日
		第49条（法人の市民税の申告納付）	資本金1,000億円超の内国法人等の申告は、電子申告により行わなければならないものとするもの	
7	市 た ば こ 税	第90条（たばこ税の課税標準）	加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、平成32年10月1日から平成33年9月30日まで、次の方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数とするもの (1) 重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算した本数×0.4 (2) 重量0.4グラムをもって紙巻たばこ0.5本に換算した本数×0.6 (3) 小売価格を、紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって紙巻たばこ0.5本に換算した本数×0.6	平成32年10月1日
		第90条の2（たばこ税の税率）	たばこ税の税率について、平成32年10月1日から平成33年9月30日まで、1本につき6.122円とするもの（1本につき0.43円引上げ）	
8	市 民 税	第27条（個人の市民税の非課税の範囲）	非課税の対象となる障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の前年の合計所得金額の限度額について、135万円以下（10万円引上げ）とするもの	平成33年1月1日
		第35条の2（所得控除）	基礎控除の適用の対象者について、合計所得金額が2,500万円以下である者とするもの	

		第35条の6（調整控除）	調整控除の適用の対象者について、合計所得金額が2,500万円以下である者とするもの	
		附則第5条（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）	所得割の非課税の対象となる所得の限度額について、10万円引き上げるもの	
9	市たばこ税	第90条（たばこ税の課税標準）	加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、平成33年10月1日から平成34年9月30日まで、次の方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数とするもの (1) 重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算した本数×0.2 (2) 重量0.4グラムをもって紙巻たばこ0.5本に換算した本数×0.8 (3) 小売価格を、紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって紙巻たばこ0.5本に換算した本数×0.8	平成33年10月1日
		第90条の2（たばこ税の税率）	たばこ税の税率について、平成33年10月1日以後、1本につき6.552円とするもの（1本につき0.43円引上げ）	
10	市たばこ税	第89条の2（製造たばことみなす場合）	加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法の改正に伴う規定の整備	平成34年10月1日
		第90条（たばこ税の課税標準）	加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、平成34年10月1日以後、次の方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数とするもの (1) 重量0.4グラムをもって紙巻たばこ0.5本に換算した本数 (2) 小売価格を、紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって紙巻たばこ0.5本に換算した本数	
一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年一関市条例第31号）の一部改正（第2条関係）				
項	税目	条項	改正理由・内容	施行期日
	市たばこ税	附則第5条（市たばこ税に関する経過措置）	平成27年度の条例改正において講じた旧3級品の紙巻たばこに係る平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率の経過措置について、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法を平成30年10月1日から改正することに伴い、平成31年9月30日まで延長等をするもの	平成30年10月1日

議案第47号

一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状</u>を有する者</p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>

2 [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

一関市室根地域情報発信施設条例を廃止する条例の制定について

一関市室根地域情報発信施設条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

一関市室根地域情報発信施設条例を廃止する条例

一関市室根地域情報発信施設条例（平成17年一関市条例第132号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

一関市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

一関市景観まちづくり条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

一関市景観まちづくり条例の一部を改正する条例

一関市景観まちづくり条例（平成21年一関市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第14条関係）		別表（第14条関係）	
区域	届出を要しない行為	区域	届出を要しない行為
[略]		[略]	
景観形成重点地区	[略]	景観形成重点地区 (<u>巖美溪周辺地区</u>)	[略]
		景観形成重点地区 (<u>世界遺産平泉周辺</u>)	1 <u>次に掲げる建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</u> (1) 専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅 (2) 高さが13m以下かつ延べ面積が1,000㎡以下のもの
		景観形成重点地区 (<u>世界遺産平泉周辺</u>)	2 次に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、

地区)	<p><u>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</u></p> <p>(1) <u>次の用途に供する施設で高さが13m以下かつ築造面積が1,000㎡以下のもの</u></p> <p>ア <u>煙突、排気塔、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、高架水槽、物見塔その他これらに類するもの</u></p> <p>イ <u>観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設</u></p> <p>ウ <u>コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設</u></p> <p>エ <u>石油、ガス、飼料等の貯蔵施設</u></p> <p>オ <u>汚水処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設</u></p> <p>カ <u>自動車車庫の用途に供する立体的な施設</u></p> <p>キ <u>彫像、記念碑その他これらに類するもの</u></p> <p>(2) <u>広告塔、広告板その他これらに類するもので高さが13m以下かつ表示面積が25㎡以下のもの</u></p> <p>(3) <u>擁壁、柵、塀その他これらに類するもので高さが5m以下のもの</u></p> <p>(4) <u>電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類するもので高さが20m以下のもの</u></p> <p>(5) <u>風力発電施設で高さが13m以下のもの</u></p> <p>(6) <u>太陽光発電設備で高さが13m以下かつ延べ面積が1,000㎡以下のもの</u></p> <p>3 <u>次に掲げる法第16条第1項第3号に規定する開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地</u></p>
-----	---

	<p>の形質の変更若しくは水面の埋立て又は干拓</p> <p>(1) <u>行為の対象となる土地の面積が 10,000 m²以下のもの</u></p> <p>の</p> <p>(2) <u>当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが 5 m 以下又は長さが 10m以下のもの</u></p> <hr/> <p>4 <u>次に掲げる屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</u></p> <p>(1) <u>堆積期間が 90 日以下のもの</u></p> <p>(2) <u>高さが 5 m 以下かつ堆積の用に供される土地の面積が 1,000 m²以下のもの</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に着手する一関市景観まちづくり条例第12条第1項に掲げる行為について適用する。

議案第51号

一関市民俗資料館条例の制定について

一関市民俗資料館条例を次のとおり制定する。

平成30年6月12日提出

一関市長 勝 部 修

一関市民俗資料館条例

(設置)

第1条 本市の民俗資料等を保存し、その活用を図り、もって市民の文化の向上に資するため、民俗資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
一関市民俗資料館	一関市大東町渋民字小林 25 番地

(入館の許可)

第3条 資料館に入館しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、資料館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、資料館の管理上適当でないと認めるとき。

3 市長は、資料館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(入館許可の取消し等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは資料館からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- (2) 偽りその他の不正な手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 資料館の管理上必要があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(損害賠償)

第5条 自己の責めに帰すべき理由により資料館の施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

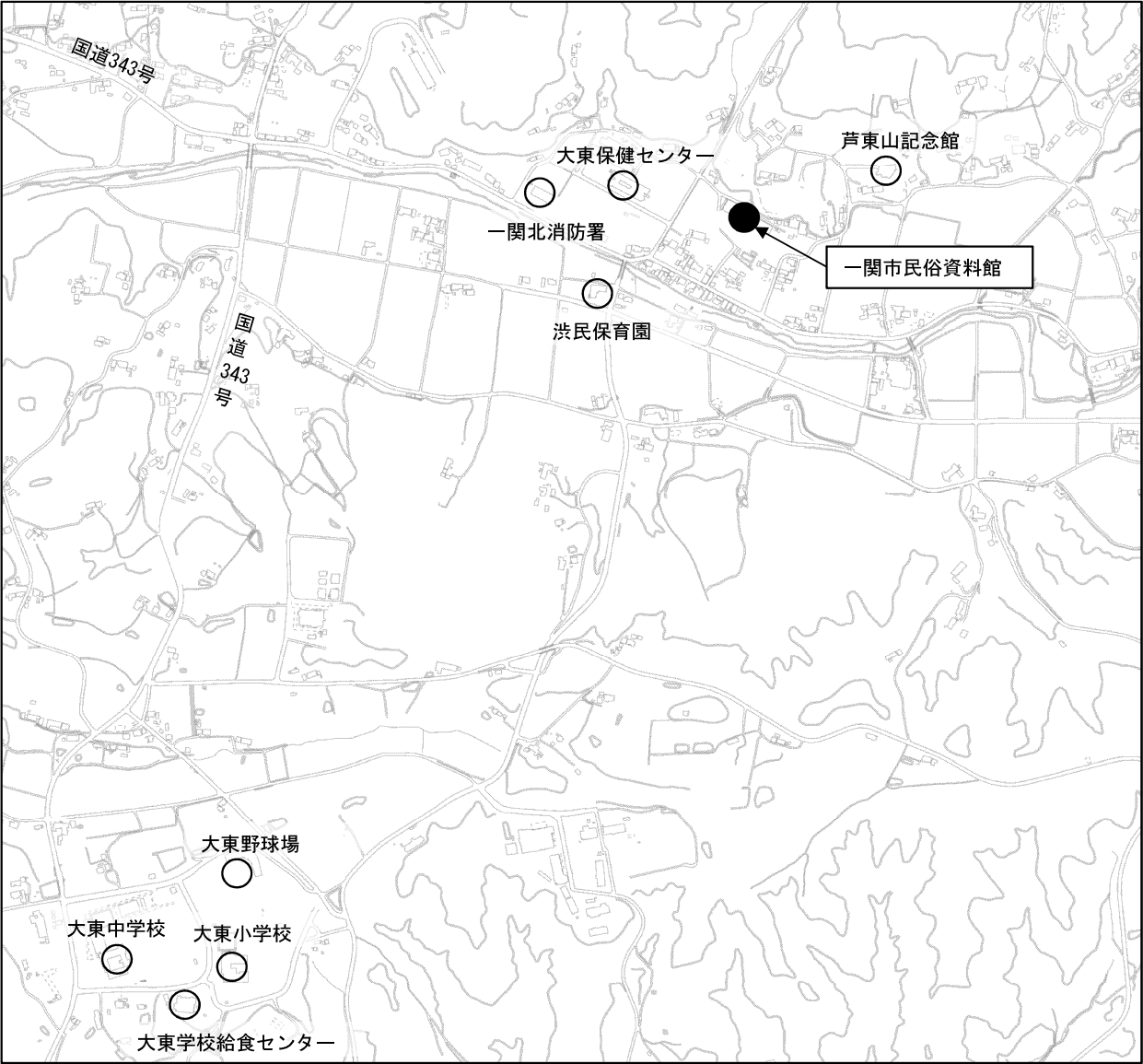
(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。

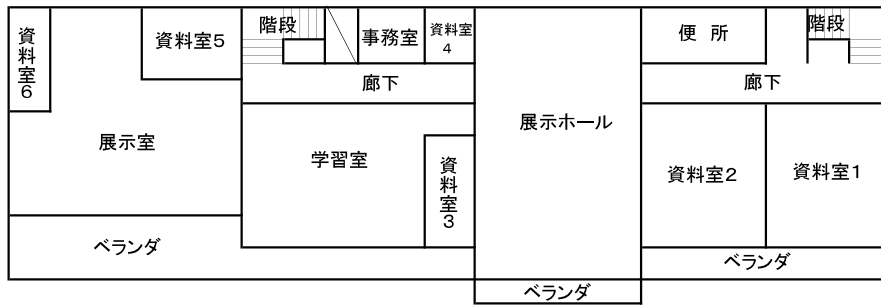
位置図



平 面 図



【2階】 一関市民俗資料館



参考【1階】 渋民市民センター

